

# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県佐倉市大作二丁目2番地1  
氏 名 株式会社佐倉環境センター  
代表取締役 小出 英昭

優  
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 平成31年1月7日

許可の有効年月日 令和8年1月6日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

破碎及び圧縮による中間処理

### (2) 産業廃棄物の種類

#### ア 破碎による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、  
(エ) 繊維くず、(オ) 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）、  
(カ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）、  
(キ) がれき類  
（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

#### イ 圧縮による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、(イ) 紙くず  
（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

## 2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1、2、3、4、5及び6のとおり

## 3 許可の条件

産業廃棄物の処理に当たっては、処理施設及び建屋等の維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。

(続 く)

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

昭和62年7月22日 新規許可

平成31年1月7日 更新許可(優良認定)

平成31年2月28日 変更届(保管施設の変更)

令和元年7月4日 変更届(保管施設の変更)

令和5年6月22日 変更届(旭市の事業場及び処理施設等の追加)

令和6年2月16日 変更届(佐倉市の事業場における保管施設の変更)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

存・無

(以下余白)



## 許可証別紙1

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破 碎 施 設 (施行令第7条第8号の2)	木くず 252 t/日 (10.5 t/時×24時間) (平成14年1月31日)	1	千葉県佐倉市 大作二丁目2番1
木くずの保管施設	118 m <sup>2</sup> 490 m <sup>3</sup>	2	
木パレットの 保管施設	180 m <sup>2</sup> 540 m <sup>3</sup>	1	
木くずの保管施設 (処理後物)	118 m <sup>2</sup> 490 m <sup>3</sup>	3	
	33 m <sup>2</sup> 70 m <sup>3</sup>	1	
	35 m <sup>2</sup> 74 m <sup>3</sup>	1	
	17 m <sup>2</sup> 26 m <sup>3</sup>	1	
	58 m <sup>2</sup> 96 m <sup>3</sup>	1	
金属くず保管施設 * コンテナ保管	7.3 m <sup>2</sup> 8.0 m <sup>3</sup>	1	
破 碎 施 設 (施行令第7条第8号の2)	紙くず 52.1 t/日 (2.17 t/時×24時間) 木くず 93.8 t/日 (3.91 t/時×24時間) 繊維くず 49.2 t/日 (2.05 t/時×24時間) 金属くず 69.4 t/日 (2.89 t/時×24時間) ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くず 274 t/日 (11.4 t/時×24時間) がれき類 535 t/日 (22.3 t/時×24時間) (平成14年1月31日)	1	
	破 碎 施 設 (施行令第7条第7号) (平成25年9月17日、 第25-1-410号)		

(以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破砕前可燃物の保管施設	16 m <sup>2</sup> 30 m <sup>3</sup>	4	千葉県佐倉市 大作二丁目2番1
がらくず、コンクリートくず及び 陶磁器くずの保管施設	16 m <sup>2</sup> 30 m <sup>3</sup>	1	
廃プラスチック類の 保管施設	16 m <sup>2</sup> 30 m <sup>3</sup>	2	
手選別物の保管施設	39 m <sup>2</sup> 87 m <sup>3</sup>	1	
廃石膏ボードの保管施設	22 m <sup>2</sup> 41 m <sup>3</sup>	1	
可燃物の保管施設 (処理後物)	22 m <sup>2</sup> 41 m <sup>3</sup>	1	
不燃物の保管施設 (処理後物)	22 m <sup>2</sup> 41 m <sup>3</sup>	1	
がらくず、コンクリートくず及び 陶磁器くずの保管施設 (廃石膏ボード、処理後物)	14 m <sup>2</sup> 29 m <sup>3</sup>	1	
金属くずの保管施設 (処理後物)	14 m <sup>2</sup> 27 m <sup>3</sup>	1	
紙くずの保管施設 (処理前物)	12 m <sup>2</sup> 18 m <sup>3</sup>	1	
金属くずの保管施設 (処理後物) * コンテナ保管	14 m <sup>2</sup> 20 m <sup>3</sup>	1	
	7.2 m <sup>2</sup> 12 m <sup>3</sup>	2	
	7.3 m <sup>2</sup> 8.0 m <sup>3</sup>	2	
	14 m <sup>2</sup> 22 m <sup>3</sup>	1	
	2.0 m <sup>2</sup> 2.0 m <sup>3</sup>	2	
がれき類の保管施設 (処理後物) * コンテナ保管	6.3 m <sup>2</sup> 6.0 m <sup>3</sup>	1	
	14 m <sup>2</sup> 10 m <sup>3</sup>	1	

(以下余白)



## 許可証別紙3

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
廃プラスチック類の 保管施設(処理後物) * コンテナ保管	7.3 m <sup>2</sup> 8.0 m <sup>3</sup>	3	千葉県佐倉市 大作二丁目2番1
混合廃棄物(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず)の保管施設 (処理前物)	78 m <sup>2</sup> 143 m <sup>3</sup>	1	
	132 m <sup>2</sup> 255 m <sup>3</sup>	1	
	14 m <sup>2</sup> 13 m <sup>3</sup> *フレコンバッグ、ドラム缶 保管	1	
ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くずの保管施設 (処理後物)	49 m <sup>2</sup> 123 m <sup>3</sup>	1	
圧縮施設	廃プラスチック類 54 t/日 (2.2t/時×24時間) 紙くず 48 t/日 (2.0t/時×24時間) (平成27年5月14日)	1	
廃プラスチック類の 保管施設	12 m <sup>2</sup> 18 m <sup>3</sup>	1	
混合廃棄物の 保管施設 * コンテナ保管	2.0 m <sup>2</sup> 2.0 m <sup>3</sup>	6	
廃プラスチック類及び 紙くずの保管施設 (処理後物)	30 m <sup>2</sup> 60 m <sup>3</sup>	1	
廃プラスチック類の 保管施設 (処理後物) * コンテナ保管	13 m <sup>2</sup> 25 m <sup>3</sup>	1	
廃プラスチック類及び 繊維くずの保管施設	60 m <sup>2</sup> 72 m <sup>3</sup>	1	

(以下余白)

## 許可証別紙4

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの 破 碎 施 設 ( 廃 蛍 光 ラ ン プ )	廃蛍光ランプ 18 t/日 (0.75 t/時×24時間) (平成15年5月28日)	1	千葉県佐倉市 大作二丁目2番1
廃蛍光ランプの保管施設	15 m <sup>2</sup> 22 m <sup>3</sup>	1	
廃蛍光ランプの保管施設 ( 処 理 後 物 )	14 m <sup>2</sup> 13 m <sup>3</sup>	1	
破 碎 施 設 ( 施行令第7条第7号、 第8号の2 ) ( 令和4年7月8日、 第2022-1-518号 )	廃プラスチック類 154.56t/日 (6.44t/時×24時間) 紙くず 126.24t/日 (5.26t/時×24時間) 木くず 266.4 t/日 (11.1t/時×24時間) 繊維くず 73.2t/日 (3.05t/時×24時間) 金属くず 190.32t/日 (7.93t/時×24時間) ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くず 442.08t/日 (18.42t/時×24時間) がれき類 498.48t/日 (20.77t/時×24時間) (令和5年6月19日)	1	千葉県旭市 さくら台1番6の 一部
ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くずの保管施設	21 m <sup>2</sup> 52 m <sup>3</sup>	1	
木くずの保管施設	21 m <sup>2</sup> 52 m <sup>3</sup>	1	
金属くずの保管施設	21 m <sup>2</sup> 52 m <sup>3</sup>	1	
繊維くず・紙くずの 保 管 施 設	21 m <sup>2</sup> 52 m <sup>3</sup>	1	
廃プラスチック類の 保 管 施 設	21 m <sup>2</sup> 52 m <sup>3</sup>	1	
混合廃棄物の保管施設	21 m <sup>2</sup> 52 m <sup>3</sup>	1	

(以下余白)

## 許可証別紙5

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
混合廃棄物の保管施設	28 m <sup>2</sup> 62 m <sup>3</sup>	1	千葉県旭市 さくら台1番6の 一部
廃プラスチック類の 保管施設	31 m <sup>2</sup> 69 m <sup>3</sup>	1	
廃石膏ボードの 保管施設	31 m <sup>2</sup> 69 m <sup>3</sup>	1	
がれき類の保管施設	31 m <sup>2</sup> 69 m <sup>3</sup>	1	
混合廃棄物の保管施設	106 m <sup>2</sup> 219 m <sup>3</sup>	1	
混合廃棄物(可燃物)の 保管施設	120 m <sup>2</sup> 251 m <sup>3</sup>	1	
混合廃棄物(不燃物)の 保管施設	78 m <sup>2</sup> 156 m <sup>3</sup>	1	
木くずの保管施設	48 m <sup>2</sup> 63 m <sup>3</sup>	3	
がれき類の保管施設	48 m <sup>2</sup> 63 m <sup>3</sup>	1	
廃プラスチック類の 保管施設 * コンテナ保管	6.8 m <sup>2</sup> 8.0 m <sup>3</sup>	3	
金属くずの保管施設 * コンテナ保管	6.8 m <sup>2</sup> 8.0 m <sup>3</sup>	5	
金属くずの保管施設 (処理後物)	19 m <sup>2</sup> 45 m <sup>3</sup>	1	
ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くずの保管施設 (処理後物)	19 m <sup>2</sup> 45 m <sup>3</sup>	1	
不燃混合物の保管施設 (処理後物)	19 m <sup>2</sup> 45 m <sup>3</sup>	1	
廃プラスチック類の 保管施設 (処理後物)	30 m <sup>2</sup> 70 m <sup>3</sup>	1	
木くずの保管施設 (処理後物)	33 m <sup>2</sup> 74 m <sup>3</sup>	1	

(以下余白)

## 許可証別紙6

## 事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くず、紙くずの 保管施設 (廃石膏ボード・ 処理後物)	33 m <sup>2</sup> 74 m <sup>3</sup>	1	千葉県旭市 さくら台1番6の 一部
繊維くず・紙くずの 保管施設 (管理型廃棄物、 処理後物)	33 m <sup>2</sup> 74 m <sup>3</sup>	1	
がれき類の保管施設 (処理後物)	48 m <sup>2</sup> 63 m <sup>3</sup>	1	

(以下余白)

